

## 市立学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

### 第1 当該事案の概要

令和5年夏頃、市内小学校に在籍する児童（以下、「対象児童」という。）が、児童Aから悪口を言われたことや、児童Bから叩かれたことをきっかけとして不登校になった。

進級後の令和6年4月上旬、対象児童は登校を再開したものの、児童Cから叩かれたり悪口を言われたことにより、再び不登校となった。

このことから、対象児童は、いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項第2号に規定された重大事態（以下、「不登校重大事態」という。）の調査を行ったものである。

### 第2 調査組織及び調査期間

学校主体による調査とし、学校いじめ対策組織の構成員のうち、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、養護教諭を調査委員とするほか、教育委員会職員、市職員及び弁護士を第三者を加え、公平性・中立性を担保した調査組織において調査を行った。

調査期間は令和6年4月17日（水）から令和7年3月6日（木）までである。

### 第3 いじめの定義等

法第2条第1項に定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、

- i 対象児童生徒と他の児童生徒の間の事象であること
- ii 対象児童生徒に対する他の児童生徒の行為があること
- iii 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていること

の3つの要件からなる。

本事案における対象児童に対するいじめを行ったとされる児童の行為について、学校は、いじめ事案と認知し、対処を開始していたが、本調査においては、前述の法の定義に基づき、改めていじめに該当するか検討した。

### 第4 事実経過を踏まえた検証

対象児童が訴えた次の3件の行為について、事実関係等の調査を行った。

#### (1) いじめの有無

##### ① 行為1（児童Aから悪口を言われた。）

対象児童は、児童Aから悪口を言われたことを理由に欠席している。児童Aは、対象児童から訴えがあった行為について事実と認めていないものの、対象児童が心身の苦痛を感じていることから、対象児童へのいじめに該当する。

##### ② 行為2（児童Bから叩かれた）

児童Bが、対象児童から訴えがあった行為について、事実であると認めており、対象児童が心身の苦痛を感じていることから、対象児童へのいじめに該当する。

③ 行為3（児童Cから叩かれたり悪口を言われたりした。）

児童Cが、対象児童から訴えがあった行為について、事実であると認めており、対象児童が心身の苦痛を感じていることから、対象児童へのいじめに該当する。

(2) いじめと不登校との関係性

令和5年夏頃、担任は、対象児童の保護者から欠席の連絡を受けた際に、対象児童が行為1に係り、また誰かから悪口を言われるのではないかと不安を感じているため登校したくない状況となっていることについて相談を受けている。その後、対象児童は欠席するようになり、同年8月以降ほぼ登校することがなくなった。

また、対象児童は、始業式である令和6年4月に登校を再開し、以降も断続的に登校するようになったものの、行為3により、再度欠席するようになった。

これらのことから、いじめ行為が欠席し始める要因になっていたことは明らかであると考えられる。

## 第5 当該事案に係る学校の取組の課題について

当該事案に係る学校の取組については、次のような課題があったと考えられる。

(1) 法に基づくいじめの認知

行為1の発生当時、学校は、いじめ被害の訴え等があった際に事実確認を行い、行為の事実を認定できた場合はいじめとして認知することとしていた。

いじめについては、法に基づき、被害を受けたとする児童生徒の被害性に着目し、事実認定に至らなくとも、いじめ事案として認知し、必要な対応を進めるべきであることから、学校は対象児童からの訴えをもっていじめ対策組織会議を開催し、速やかに認知の判断をすべきであった。

(2) いじめ事案への組織的な対応

行為2の発生当時、担任は、対象児童の保護者から、行為2について相談を受けた後、教頭及び生徒指導部長に報告したものの、その後の学校いじめ対策組織会議において報告がなかったため、認知の判断に至らなかった。

いじめの疑い事案については、旭川市いじめ防止基本方針に基づき、把握した教職員が速やかに学校いじめ対策組織に報告するとともに、事実確認や認知の判断、認知後の支援や指導等を組織的に対応することが必要であるが、そういった校内の報告体制が十分に整備されていなかった。

(3) 対象児童及びその保護者との信頼関係の構築

担任が、学級での全体指導の際に対象児童のことについて不用意な説明をしたことにより、保護者との信頼関係を損ねるとともに、対象児童が登校しづらい環境をつくってしまった。このことにより、学校の対応方針について、対象児童の保護者から了承を得る過程においても支障となっていたことから、学校として反省しなければならない。

## 第6 当該事案への対処及び再発防止策について

(1) 当該事案への対処について

ア 対象児童の心のケア

<具体的な取組>

- ・対象児童及びその保護者の心情に寄り添った対応をする。
- ・学校が、対象児童及びその保護者との連携を図り、困り感について校内で情報共有するとともに、対象児童及びその保護者の意向を踏まえ対応する。

イ 不登校の解消に向けた支援

<具体的な取組>

- ・対象児童の自らの意思や努力を尊重しながら、長期的視野に立った支援を行い、対象児童に過度な負荷をかけないようにする。具体的には、中学校進学に向けて本人に合ったアプローチを共に考え、関係機関との連携を視野に入れて社会的自立につながるようにする。

(2) 再発防止策について

ア いじめを受けた児童が相談しやすい環境づくりに取り組む。

<具体的な取組>

- ・担任以外の教職員にも相談できることや、本市には様々な相談窓口があることについて周知を図る。
- ・スクールカウンセラーに相談できる日時を事前に知らせるなど、児童にとって相談しやすい環境づくりに努める。

イ いじめ対策に関わる研修を充実させ、教職員の資質向上や適切な対応の徹底を図る。又、学校のいじめ防止対策について、保護者から理解が得られるような取組の充実を図る。

<具体的な取組>

- ・全教職員が法に基づいた適切な対応を行えるよう、いじめ対応に関する研修を毎学期実施する。
- ・旭川市いじめ防止対策推進条例や旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策に係る教員向け研修動画等の研修資料を活用し、さまざまないじめ事案への適切な対応について理解を深めさせるための研修を行う。
- ・教育委員会いじめ対策担当、市のいじめ防止対策推進課等と適切に連携し、いじめ事案に対する適切な対応を行う。
- ・校内のいじめの状況改善や未然防止について、参観日等の機会を通じて積極的に保護者に発信するとともに、リーフレット等を活用した啓発に取り組む。